

様式第1号（第6条関係）

空き家に付随する農地の指定申請書

年 月 日

京丹波町農業委員会会長 様

(申請者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

空き家情報バンク登録物件に付随する以下の農地について、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積1㎡の指定を受けたいので申請します。

空き家の所在地： \_\_\_\_\_

空き家の所有者名： \_\_\_\_\_

農地の所在 (京都府船井郡京丹波町)	登記 地目	面積 (㎡)	農地所有者	売買等の条件など

【誓約事項】

農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積1㎡の指定を受けた後の売買については、空き家情報バンクに登録した空き家とセットで購入する者への売買のみ適用されることを確認しています。対象者以外と売買を行う場合は、取消しを受けても異議ありません。

【連絡・照会先】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

【添付書類】 登記事項証明書、公図、位置図、現況写真

## 空き家に付随する農地の指定申請書 添付書類・留意事項等

### 【添付書類】

登記事項証明書	法務局が発行する全部事項証明書
公 図	次のいずれかのものを添付する。 (1) 法務局が発行する字限図又は地籍図 (2) 登記情報提供サービスで取得した不動産登記情報(地図・図面)を印刷したものに下記の事項を記載し押印したもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     登記情報提供サービスの図面情報に相違ありません。                      年 月 日                      ○○市△△1234番地の5 □□ □□                 </div>
位 置 図	1/25, 000程度の見取り図並びに1/3, 000程度の住宅地図など
現 況 写 真	申請地を表示し、少なくとも2方向から撮影したもの。

### 【指定できる条件】

空き家情報バンクに登録された空き家の所有者等が所有する農地で、以下の農地に該当しないこと。

- (1) 空き家情報バンクに登録された空き家の所有者等が所有しない農地
- (2) 賃借権、地上権、永小作権、質権等が設定された農地
- (3) 農地中間管理権が設定された農地
- (4) 利用権が設定された農地
- (5) 作業受委託契約が締結された農地
- (6) 多面的機能支払交付金事業や中山間直接支払交付金事業等の対象農地であり、権利移転することで、その事業に支障等が生じるおそれがある農地
- (7) 現況が山林化するなど非農地状態となっており、復旧が困難な農地
- (8) 京丹波町農業振興地域整備計画の農用区域内農地(ただし、農用地除外の要件を満たしている農地は除く)
- (9) 地域等が取り組む集団的営農活動において活用されている農地

### 【注意事項】

- 空き家情報バンクに登録された空き家の所有者等が所有していることが条件です。農業委員会が移住・定住担当課へ登録情報を確認する場合がありますのでご了承ください。
- 取得される方が空き家とセットで取得される場合に限り適用されます。誓約事項を確認してください。
- 指定申請できる農地は、3条申請時の下限面積要件を満たさない農地に限りません。